

困ったなあ

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

執行猶予中の妹が、
再び万引を犯してしまいました…。

25歳になる妹のご相談です。

二人姉妹で、仲良く育ちました。キャリア志向の私と違い、妹は母と同じく幸せな結婚をして良いお母さんになると小さい頃から言つていて、その通り大學卒業と同時に結婚して、かわいい娘を授かりました。

人生になんの問題もなかったはずなのに、実は恥ずかしいことに、昨年大量の万引で逮捕され、起訴されました。もちろんお金にはまったく困っていないのですよ。執行猶予を取るべく、嫌がる義弟に頼み込んで情状証人になってもらいました。以後しっかりと監督する、二度とさせないと裁判所で誓つてくれたけ

ところが、です。またやつてしまつたのです！ 執行猶予中だというのに、またまた食料品

で、この時はお店も、面倒だし実害もないので被害届を出さないと言つてくれて、それで済み

聞いています。

先生は刑事事件にお詳しいと聞きました。すでに前科は付きましたが、さらに服役だけは身内から出したくないし、一体どうすれば良いと思われますか？



それは本当にお困りのことですね。お察しいたします。

検察庁時代、同じ犯罪を繰り返す人たちがかなりの割合でいると分かりました。犯罪別に言うと、窃盗、薬物、性犯罪、粗暴犯など。中でも窃盗は犯罪数そのものが圧倒的に多いので、少しこれは悪いのは直らないねと言つていました。物やお金が欲しくて、やりやすい手口での盗みを繰り返す。でも中にはちつとも困つていらない有闇マダムが万引をするといったケースもありました。何度目かまでは起訴猶予にするのですが、それを超えると起訴されます。

生理中の弁解が結構あって、それはただ弁解だよねとわれわれは言っていたのですが、スリルであり快感であり、万引なんですが、それを超えると起訴されます。

窃盗症に対処できる病院が今

逮捕されて起訴されて裁判にな

ります。